

参考1 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)(抄)

男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画。12分野を掲げ、それぞれについて「基本的考え方」、「成果目標」、平成37年までを見通した「施策の基本的方向」、平成32年度末までに実施する「具体的施策」を記述。

IV 推進体制の整備・強化

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

＜具体的な取組＞

⑤ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、**業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。**また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法(平成19年法律第53号)に基づく二次的利用を推進する。

⑥ 各種の政府の計画における数値目標等について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。

3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

＜具体的な取組＞

⑤ 地方公共団体における関連施策の推進に資するよう、各種の統計情報について、**可能な限り、男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するよう要請するとともに、国において把握したデータを地方公共団体に提供し、各地域における男女共同参画の推進を支援する。**

【第4次男女共同参画基本計画「用語解説」】

○ジェンダー:社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

○ジェンダー統計(男女別等統計):男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

1. ジェンダー統計作成マニュアルとは

国連統計部が、平成21(2009)年のIAEG-GSの勧告及び平成23(2011)年の国連統計委員会の要請に基づき、平成25(2013)年に各国統計部局の職員等向けに作成したものの。

本マニュアルは、公的統計にジェンダーの視点を取り入れることを目的として、以下の3つの視点の達成を目指して作成されている。

- (a) 各種統計の作成過程においてジェンダー問題を包括的にカバーすること。
- (b) ジェンダー問題を考慮し、ジェンダーバイアスを避けることによって、調査設計にジェンダーの視点を組み込むこと。
- (c) 政策立案者や統計使用者が使いやすいデータを提供すること及びそのために改善すること。

2. ジェンダー統計の特徴

ジェンダー統計は、以下の特徴を備えるものとされている。

- (a) データが性別に収集・表章される。
- (b) データがジェンダー問題を映し出している。
- (c) データが女性と男性の多様性を適切に反映するとともに、男女の生活のあらゆる側面を適切にとらえる概念・定義に基づいている。
- (d) データ収集の方法がジェンダーバイアスを導き得るステレオタイプや社会的文化的要因を考慮に入れている。

参考3 持続可能な開発目標(SDGs)

1. 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)とは

- ・平成27(2015)年9月に国連で採択された2030年までの国際開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。
- ・「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、途上国のみならず、先進国でも実施に取り組むもの。
- ・総理が国連SDGsサミットに出席し、「採択を歓迎し、実施に最大限努力する」旨演説。
- ・前身は平成13(2001)年に国連で策定された「ミレニアム開発目標」。主に発展途上国をメインターゲットとしていた点がSDGsと異なる。

2. 日本におけるSDGsの対応

- ・平成28(2016)年5月、総理を本部長、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。
- ・同年12月、同推進本部が、日本が2030アジェンダの実施にかかる重要な挑戦に取り組むための国家戦略として「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定。

3. 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要

・ ビジョン

「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」

・ 8つの優先課題

- ①あらゆる人々の活躍の推進 ②健康・長寿の達成 ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備 ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

・ 実施のための主要原則

- ①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任

ジェンダー統計に関しては、「②包摂性」において以下の通り記載されている。

・・・さらに、国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である。また、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。

参考4 ジェンダー統計グローバルフォーラム

1. ジェンダー統計グローバルフォーラムとは

ジェンダー統計の作成能力向上やグローバルな発展に資するべく、各国・国際機関における取組の普及、共有を目的として、各国及び国際機関の統計専門家を対象に国連統計部が開催国と共催で実施する国際会議。

第1回会合は、平成19(2007)年にイタリアで開催され、以降、隔年で実施されている。直近は、平成28(2016)年の第6回フィンランド会合。

【第6回フィンランド会合における主な議題】

- ・女性の経済的エンパワーメント(労働参画率、賃金格差等)の測定
- ・女性に対する暴力の測定
- ・女性による政治参画の測定
- ・生活時間統計等の活用による無償労働の測定
- ・ジェンダーの視点による持続可能な開発目標(SDGs)のフォローアップ及びレビューの方法

2. 第7回フォーラムの国内招致

我が国は、次回平成30(2018)年開催の第7回グローバルフォーラムの招致を、本年3月に開催された国連統計委員会第48回会合において表明。東アジア地域での同フォーラムの開催は初めてとなる。

- ・開催時期 平成30(2018)年秋頃(想定)
- ・開催地 東京
- ・人数規模 約150人